

栗東市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月15日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 三木 敏嗣

定期監査結果

1. 監査の概要

(1) 監査対象部署および実施時期

- ①各幼稚園・保育園・幼稚園 令和元年5月7日～令和元年5月28日
- ②市立小学校9校・中学校3校、事務支援センター
令和元年7月12日～令和元年8月22日

(2) 監査対象とした事項及び範囲

予算執行状況及び事業実施状況、その他の事務一般

(3) その他監査の目的または着眼点

監査対象部課等における財務事務及び事務事業等について、関係法令に準拠して、適正かつ効率的に行われているか、適法性・合理性・効率性を主眼点として実施した。対象部課から監査資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、関係職員からの説明により栗東市監査基準に基づき実施した。

なお、栗東中学校区以外の各幼稚園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、事務支援センターについては、提出資料に基づく書面審査とした。

2. 監査の結果

財務に関する事務について、概ね適性であると認められた。

なお、所見事項は次のとおりである。

幼稚園・保育園・幼稚園

○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。

幼児課

○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、取り組みが十分進められているか等、情報共有を図られたい。

小学校 共通

○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。

小学校・中学校 共通

○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不能欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。

○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。

事務支援センター

○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付しているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いがなされるよう支援されたい。

学校教育課

○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、取り組みが十分進められているか等、情報共有を図られたい。

○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不能欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。また、文部科学省において、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が策定され、それを踏まえ、本市としての給食費の徴収・管理業務の在り方についての方策を示されたい。

付 記

上記の監査事項については、監査委員三木敏嗣の前任である小竹庸介氏（令和元年5月31日退任）が執行に関与している。

以 上